

保安林制度のあらまし

保安林制度のしくみ

保安林制度の体系

1

保安林の指定と解除

解除



指定

農林水産大臣または都道府県知事が公益的機能の発揮が特に必要な森林を指定
森林法第25条、25条の2、27条～33条

解除

- ①保安林の指定の理由が消滅したとき
 - ②保安林の指定目的に優先する公益上の理由により必要が生じたとき
- 森林法第26条～30条、32条、33条

2

特例措置等と行為制限



特例措置等

規制内容に応じて優遇

特例措置

- 税制上の特例
- (株)日本政策金融公庫の融資の特例
- 損失補償 森林法第35条

行為制限

森林の公益的機能の確保

規制内容

指定施業要件の遵守

(詳しくは11頁をご覧下さい)

- 立木の伐採規制 森林法第34条～34条の3
- 伐採跡地への植栽の義務 森林法第34条の4

土地の形質変更等の規制

森林法第34条

違反

処分・罰則

監督処分

森林法第38条

- 中止命令／造林命令／復旧命令／植栽命令

罰則

森林法第206条～209条

3

保安林機能の強化



保安林機能の強化

特定保安林の指定

森林法第39条の3

保安施設事業の実施

森林法第41条

水源林造成事業の実施

保安林制度とは

水を育んだり、土砂崩れなどの災害を防止したり、美しい景観や保健休養などの場を提供したりする重要な森林を「保安林」に指定し、こうした機能が失われないように、伐採や土地の形質の変更などを制限し、適切に手を加えることによって期待される森林の働きを維持しようとするものです。

保安林に指定されると

ここでは、保安林に指定されると、どんな措置が受けられるのか、またどのような森林の取り扱いをしなければならないかを紹介します。

特例措置等

税金の免除などの措置があります。

- 1 税金が非課税になったり減額されたりします
- 2 特別の融資が受けられます
- 3 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます

固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3～8割が控除されます。

一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を(株)日本政策金融公庫から借りることができます。
※条件等につきましては、お近くの公庫支店または取扱い金融機関にお問い合わせ下さい。

禁伐または折伐の伐採制限が課せられる保安林については、立木資産の凍結に対する利子相当分の補償が受けられます。

行為制限

立木伐採などの際、必要最小限の制限を受けます。

1 立木の伐採

保安林で立木を伐採する場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません(間伐および人工林の折伐については届出が必要です)。なお、この場合、指定施業要件(※)として定められている制限の範囲内の伐採であれば許可されることになっています。

2 土地の形質の変更など

保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければなりません。なお、これらの行為が、保安林の働きに支障を及ぼす場合を除き、許可されることになっています。

3 植栽の義務

立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、伐採した跡地への植栽が義務づけられます。

※農林水産大臣または都道府県知事が保安林を指定する際に制限の内容を具体的に定めるものです(詳しくは11頁をご覧下さい)。

topics

森林所有者になったときは届出が必要です。

平成24年4月1日に改正森林法が施行され、新たに森林の所有者となった場合、市町村長への届出が必要になりました。このうち、届出に係る民有林が保安林または保安施設地区の区域内の森林であるときは、市町村長は都道府県知事に届出の内容を通知しなければならないとされています(森林法第10条の7の2)。